

食品中の残留農薬等の 安全確保

残留農薬等のポジティブリスト制度とは？

**基準が設定されていない農薬等が
一定量を超えて残留する食品の販売等を
原則禁止する制度**

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」

(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入ー1

【従前の規制】

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められているもの

250農薬、33動物用医薬品等に
残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留する
食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が
定められていないもの



**農薬等が残留していても基本的に
販売禁止等の規制がない**

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入-2

【ポジティブリスト制度の導入】（平成18年5月29日施行）

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められているもの

ポジティブリスト制度の施行までに、現行法第11条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた基準を設定



農薬取締法に基づく登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められていないもの

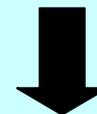
人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示（一律基準）



一定量（0.01ppm）を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示（対象外物質）



ポジティブリスト制度の対象外

食品添加物の安全確保